子育て広場 “スマイル”

母子健康手帳の休日交付窓口
こども健康課☎829・1255

勤務などの都合で、平日に母子健康手帳を取得できない妊婦さんを対象に休日窓口を開設します。日8月25日(土)午前9時～正午　所こども健康課

児童扶養手当の休日受付
子育て支援課☎829・1270

期8月19日(日)・26日(日)　時午前8時45分～午後5時30分　所中央地域センター　他申請期限や要件など詳しくはお尋ねください。

妊産婦歯科健診
口腔保健支援センター☎829・1436

対妊婦と産後1年以内のかた　所市内の協力歯科医院　内歯科健診、歯科保健指導　費無料　持母子健康手帳　申直接医療機関にお申し込みを。　他無料託児あり(未就学児)。健診1週間前までに口腔保健支援センターへ電話で。

むし歯予防教室
各問い合わせ先

お子さんのお口の手入れの仕方を歯科衛生士が詳しく教えます。いずれも、時午前10時～11時30分　費無料　持母子健康手帳

◆市役所別館地下1階　機能回復訓練室　対生後7カ月～1歳4カ月未満のお子さんと保護者　期8月23日(木)　定20組　申8月20日(月)までに電話で。　問口腔保健支援センター(☎829・1436)

◆東部地区にこにこセンター　対乳幼児と保護者　期9月4日(火)　申8月31日(金)までに電話で。　問地域福祉課(東)(☎813・9001)

◆香焼ひまわり　対未就学児　期8月22日(水)　申前日までに電話で。　問地域福祉課(南)(☎892・1113)

◆伊王島開発センター　対未就学児　期9月6日(木)　申前日までに電話で。　問地域福祉課(南)(☎892・1113)

両親学級 ～プレパパ・ママでクッキング～
地域福祉課(南)☎892・1113

対妊婦とパートナー（1人での参加も可）　日9月9日(日)午前10時～午後1時　所健康づくりセンター(布巻町)　内妊娠中の生活や出産、育児、栄養に関するミニ講話と調理実習　定5組(抽選)　費400円　持母子健康手帳・エプロン・三角巾・手ふき用タオル　申8月31日(金)までに電話で。

あつまれ♪はじめてママ
子育て支援課☎829・1270

楽しくおしゃべりしながら、育児の知識や親の役割などを学ぶ講座です。対第1子(生後2～5カ月のお子さん)と母親で全て参加できるかた　期9月3日(月)・10日(月)・18日(火)・25日(火)　※全4回　時午前10時～正午　※18日のみ午後1時～3時　所北公民館　定14組　費777円(テキスト代)　申はがきに住所、保護者氏名、子どもの名前(ふりがな)、生年月日、電話番号を書いて、長崎市子育て支援課(〒850-8685桜町2-22)へ。電話かFAX(829・1275)でも可。　申(期限)8月27日(月)

親子の心の相談
子育て支援課☎829・1270

お子さんへの関わり方で悩む保護者の相談に、専門の医師などが応じます。　内・日小児科相談…8月15日(水)午後2時～5時／精神保健相談…9月13日(木)午後2時～4時　所子育て支援課　費無料　申電話で。

今月の講座・教室

・申し込みは期限までに電話で。
・申し込み多数の場合は抽選。
・当日は母子健康手帳を持参。

あじさいコール ☎822-8888

講座名	対象	期日	時間	場所	期限	その他
両親学級	第1子の妊娠中(32週未満)のかたとパートナー20組	8/25(土)	9:30～11:30	市民会館	8/17(金)	栄養講座、妊婦体験、赤ちゃんの育て方
離乳食教室	生後4カ月～9カ月未満のお子さんがいる保護者各15人	8/28(火)	13:00～15:00	東部地区 にこにこセンター	8/21(火)	参加費400円。エプロン、三角巾を持参
		9/13(木)	13:00～15:00	桜馬場地区 ふれあいセンター	9/6(木)	
妊婦の料理教室	妊娠中(32週未満)のかたやパートナー10人	8/30(木)	13:00～15:30	上長崎地区 ふれあいセンター	8/28(火)	

対=対象　日=日時　期=期日・期間　時=時間　曜=曜日　所=場所　内=内容　テ=テーマ　講=講師
定=定員　費=参加費・受講料　持=持ってくるもの　抽=抽選　申=申し込み　選=選考　他=その他　問=問い合わせ

パソコンやスマートフォンを使って、子育ての手続きがもっと便利に!

子育て支援課(☎829-1270)

マイナンバーカードを使って、自宅のパソコンやスマートフォンから、さまざまな行政サービスが受けられる「マイナポータル」。8月から、子育てに関する手続きがオンラインで行える「子育てワンストップサービス」(ぴったりサービス)が始まります。

Q1.どう便利になるの?

A1. 自宅のパソコンなどで、24時間いつでも子育てに関する手続きが行えるようになります。

仕事や子育てが忙しく、なかなか窓口に行くことができないかたも、いつでも手続きができます。
インターネットで、次のようなことが行えます。

【電子申請】
オンラインで、必要事項の入力や必要書類を提出することができます。

【サービス検索】
「妊娠・出産」や「子育て」などのカテゴリーやキーワードなどを選択して、お住まいの地域や引っ越し先で自分にあったサービスを探すことができます。

Q2.どんな手続きができるの?

A2. 子育てに関する4分野15種類の手続きが電子申請できるようになります。

児童手当
▶児童手当の受給資格の認定請求
▶児童手当の額の改定
など

ひとり親支援
▶児童扶養手当現況届※1

母子保健
▶妊娠の届出※2

保　育
▶保育園入園の申請
など

その他の手続きは、子育て応援情報サイト「イーカオ」をご覧ください。
※1届け出後、窓口での手続きが必要です。
※2母子健康手帳などは、届け出後、こども健康課窓口でお受け取り下さい。

Q3.電子申請には何が必要なの?

A3. 電子申請を行うためには、次のものが必要です。

マイナンバーカード
利用者証明用電子証明書を搭載したものが必要です。

パソコンまたはスマートフォン
マイナンバーカードを認証し、マイナポータルの閲覧などのために必要です。スマートフォンは、マイナンバーカード対応のもの。

カードリーダー
パソコンを利用する場合に必要です。パソコンに接続し、マイナンバーカードを読み取ります。家電量販店などで販売しています。

マイナンバーカードなどを用意して、右のQRコードからパソコンまたはスマートフォンに「マイナポータルAP」(ログイン用アプリ)をインストールすれば、準備完了です。
「ぴったりサービス」のホームページで希望のサービスを検索し、電子申請することができます。

マイナンバーカードを作りませんか?

マイナンバーカードは、身分証明書にもなる顔写真付きのカードです。子育てワンストップサービス以外にもコンビニで住民票の写しの取得やe-Tax(国税電子申告・納税システム)で電子申請ができます。
この機会に、マイナンバーカードを作りませんか? お近くの地域センターへお越しください。
問中央地域センター(☎829-1424)